

令和8年度 第1回

泉佐野市公園墓地（合葬式墓地）使用申込みのしおり



申込受付

5月11日（月）～ 5月22日（金） 土・日曜日を除く

1. ご案内

「合葬式墓地」は、ひとつの大きなお墓に、多くの方のご遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の面倒を見る者がいない、遠方に住んでいるので管理が難しいといった心配がありません。また、合葬式墓地に眠る方のお名前などを残す記名板や、献花台、ベンチなどいつでも参拝できるスペースを設けています。

2. 申込み資格

次のいずれかに該当する方

- 泉佐野市に住所又は本籍を有し、埋蔵する親族のご遺骨をお持ちの方（改葬を含む）
- 死亡当時泉佐野市に住所又は本籍を有していた親族のご遺骨を埋蔵しようとする方（改葬を含む）
- 泉佐野市に住所又は本籍を有する満 65 歳以上の方で、死後に自らのご遺骨を埋蔵しようとする方
- 泉佐野市公園墓地（区画墓地）を使用している方で、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用しようとする方

※親族の範囲は、配偶者、四親等内の血族、養親又は養子、墓地、埋葬等に関する法律第 5 条の規定による改葬の許可を受ける関係にある者とします。

3. 使用料

- 合葬式墓地使用料 1 体 100,000 円（消費税を含む）
- 記名板使用料（希望者） 1 枚 50,000 円（消費税を含む）

生前予約についても、支払い期限までに使用料の納付が必要です。

なお、泉佐野市公園墓地（区画墓地）を使用している方が、区画墓地を返還して合葬式墓地の申込みをする場合は、1 / 2 の金額とします。

<記名板の例>

泉 佐 野 太 郎	1977.06.19—2021.08.16 泉 佐 野 太 郎	泉 佐 野 家	泉 佐 野 花 子 太 郎
-----------------------	--	------------------	---------------------------------

4. 申込みの方法

下記申請書に必要事項を記入の上、該当する必要書類を添付し環境衛生課へお持ちください。

埋火葬許可証（証明書）以外の添付書類は発行後3ヶ月以内のもの（ただし、現在と内容に変更がなければ発行日は問いません。）をご提出ください。

	親族のご遺骨を埋蔵する場合	生前予約の場合
(合葬式墓地) 使用許可申請書 (様式第2号)	○	○
(記名板) 使用許可申請書 (様式第3号)	△ 希望者のみ	△ 希望者のみ
申請者の住民票 (本籍記載のもの)	○	○
戸籍謄本	○ 申請者と埋蔵者の関係を示すもの	△ 住民票に本籍記載がない場合のみ
埋蔵される方の死亡、死亡時の住所又は本籍地を示す書類	改葬以外の場合 ・埋火葬許可証 (証明書) 改葬の場合※ ・埋蔵証明書又は改葬許可証	×
110円切手1枚	○	○

※死亡当時の住所又は本籍地が確認できない場合、別途住民票除票や戸籍謄本等が必要になる場合があります。

同時に泉佐野市公園墓地（区画墓地）の返還を行う方は、上記申請書等と併せて下記申請書に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付しご提出ください。

墓地使用权返還届 (様式第17号)	○ ※使用者が亡くなられている場合など、別途戸籍謄本や同意書等の添付が必要となります。詳しくはお問い合わせください。
使用料還付申請書 (様式第18号)	○
改葬許可証交付申請書 (様式第13号)	△ 改葬が必要な場合のみ。改葬許可証発行手数料 (450円/件) が必要になります。

5. 基本的な手続きの流れ

1. 使用許可申請書の提出	5月11日（月）から5月22日（金）まで （土・日曜日を除く）
2. 使用料納付書の送付	6月1日（月）以降順次発送します。
3. 使用料の納付	納付書に記載の期限までに納付してください。 （生前予約を含む申請分すべての納付が必要です。）
4. 使用許可証の交付	使用料を納付後、使用許可証をお渡ししますので、環境衛生課まで領収書を持参し手続きをお願いします。
5. 埋蔵届の提出	使用許可証受領後、ご遺骨のお預け日が決まりましたら、随時環境衛生課にご提出ください。使用許可証、火葬証明証又は改葬許可証が必要です。
6. ご遺骨お預かり	埋蔵届提出後、泉佐野市公園墓地管理事務所（公園墓地内）にてご遺骨をお預かりします。使用許可証が必要です。 （土日祝日年末年始を除く 9:00～16:00）

6. 注意事項（必ずお読みいただき、ご了承の上申込みをお願いします。）

1. いったん埋蔵したご遺骨の返還や別の墓地への改葬は、一切できません。
2. 生前申込みの場合、死亡時に市から埋蔵等の手続きのご案内はいたしません。ご自分の埋蔵等の手続きをして頂ける方を設定し、ご相談しておいてください。
3. 使用許可を受けたご遺骨以外は埋蔵できません。
4. ご遺骨のお預かりは市が指定する窓口（公園墓地内泉佐野市公園墓地事務所）で行います。取扱い時間は、土日祝日年末年始を除く 9:00～16:00 です。
5. ご遺骨の埋蔵は市が行います。埋蔵の立会い、合葬式墓地内部への立入はできません。
6. 市では、供養行事等はありません。
7. 記名板の材質、字体、記載内容、設置場所を指定することはできません。ご遺骨をお預かりしてから作成しますので、設置までお時間を頂きます。
8. 合葬式墓地には、行旅死亡人や身寄りのない方などを、市の責任で埋蔵する場合がございます。

7. お問い合わせ先

随時相談を受け付けています。下記までお気軽にお問い合わせください。

泉佐野市役所 生活産業部 環境衛生課 衛生係

電話：072-429-9286（直通）

FAX：072-464-9314

mail：kankyou@city.izumisano.lg.jp

<<泉佐野市公園墓地（泉佐野市中庄 1231）>>

